

食品安全委員会への意見聴取及び食品健康影響評価結果について

1) 食品健康影響評価結果を受けたもの

	案件	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を 受けて取った措置等
1	農薬の残留基準の設定(ノバルロン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H15.10.29	厚生労働省発食安第1029001号	H15.12.25	府食第439号	平成16年4月28日分科会審議
2	農薬の残留基準の設定(ピリダリル)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H15.10.29	厚生労働省発食安第1029001号	H16.01.15	府食第37号	平成16年2月2日部会審議 次回分科会審議予定
3	農薬の残留基準の設定(ボスカリド)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H15.11.17	厚生労働省発食安第1117002号	H16.05.20	府食第575号	平成16年5月26日部会審議
4	飼料添加物の残留基準の設定(アスタキサンチン及びカンタキサンチン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H15.08.25	厚生労働省発食安第0825002号	H16.03.11	府食第281号の2	平成16年3月10日部会審議 アスタキサンチン: 平成16年3月12日農水回答 カンタキサンチン:WTO通報中
5	動物用医薬品の残留基準の設定(ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H15.12.18	厚生労働省発食安第1218002号	H16.04.22	府食第492号の2	平成16年4月13日部会審議 WTO通報中

2) 意見聴取を行っているもの

	案件	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を 受けて取った措置等
1	動物用医薬品の残留基準の設定(エトキサゾール)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H15.08.05	厚生労働省発食安第0805006号			
2	飼料添加物の残留基準の設定(リボフラビン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H15.08.05	厚生労働省発食安第0805007号			

参考資料2

	案件	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を 受けて取った措置等
3	農薬の残留基準の設定(エチプロール)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H15.10.29	厚生労働省発食安第1029001号			
4	農薬の残留基準の設定(オキサジアルギ ル)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H15.11.17	厚生労働省発食安第1117001号			
5	農薬の残留基準の設定(ピラクロストロピ ン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H15.11.17	厚生労働省発食安第1117003号			
6	農薬の残留基準の設定(ベンチアバリカ ルブイソプロピル)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H15.12.25	厚生労働省発食安第1225008号			
7	農薬の残留基準の設定(メタアルデヒド)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H15.12.25	厚生労働省発食安第1225009号			
8	農薬の残留基準の設定(フェンアミドン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H16.02.03	厚生労働省発食安第0203001号			
9	農薬の残留基準の設定(オリサストロピ ン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H16.02.03	厚生労働省発食安第0203002号			
10	農薬の残留基準の設定(メトコナゾール)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H16.02.13	厚生労働省発食安第0213007号			
11	動物用医薬品の残留基準の設定(イン ターフェロンアルファ)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H16.03.19	厚生労働省発食安第0319001号			
12	動物用医薬品の残留基準の設定(プロゲ ステロン安息香酸エストラジオール)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H16.03.19	厚生労働省発食安第0319002号			
13	動物用医薬品の残留基準の設定(鶏伝 染性気管支炎生ワクチン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H16.04.08	厚生労働省発食安第0408001号			平成16年5月26日審議予定

	案件	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を 受けて取った措置等
14	動物用医薬品の残留基準の設定(豚ボ ルデテラ感染症精製(アフィニティークロ マトグラフィー部分精製)・豚パスツレラ症 混合(油性アジュバント加)不活化ワクチ ン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H16.04.08	厚生労働省発食安第0408002号			平成16年5月26日審議予定
15	動物用医薬品の残留基準の設定(塩酸ラ クトパミン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H16.04.16	厚生労働省発食安第0416006号			
16	農薬の残留基準の設定(ジノテフラン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H16.04.28	厚生労働省発食安第0428001号			

プレスリリース

平成16年5月21日

担当	医薬食品局食品安全部企画情報課 広瀬・田代(内線 2493、2452) (代表 03-5253-1111) (直通 03-3595-2326)
----	--

「食品に関するリスクコミュニケーション(食品中に残留する農薬、動物用医薬品等のポジティブリスト制導入の取組に関する意見交換会)」の開催について

食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物については、平成15年5月に改正された食品衛生法に基づき、平成18年5月までに、いわゆるポジティブリスト制(基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則として禁止する制度)を導入することとしています。

厚生労働省では、昨年10月28日に暫定基準案を公表し、本年1月27日まで意見募集を行い、提出された意見に関する考え方について、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において議論を進めているところです。

厚生労働省及び農林水産省は下記のとおり、食品中に残留する農薬、動物用医薬品等のポジティブリスト制導入の取組について、消費者、事業者などの関係者の方々と共に本件に関する理解を深め、意見交換を行う機会を設けましたので、お知らせするとともに参加者(会場参加者、ラウンドテーブル参加4団体)を募集いたします。

記

1. 開催日時など

日 時:平成16年6月30日(水) 13:00～16:30  
場 所:三田共用会議所(東京都港区)  
主 催:厚生労働省、農林水産省  
参加者:150名程度

2. 意見交換会内容(予定)

- (1) ポジティブリスト制に関する概要説明
- (2) ラウンドテーブルでの意見交換
- (3) 会場参加者との意見交換

3. ラウンドテーブル参加者(予定)

全国消費者団体連絡会  
日本生活協同組合連合会  
食品科学広報センター  
財団法人食品産業センター  
農薬工業会  
全国農業協同組合連合会  
一般公募4団体(消費者団体、生産者団体など)  
学識経験者  
厚生労働省  
農林水産省

#### 4. 参加者の公募について

(申込方法)

##### (1) 参加希望者

平成16年6月16日(水)正午までに、(1)氏名 (2)住所 (3)電話番号(4)FAX番号 (5)(差し支えなければ)勤務先、所属団体 を明記の上、FAX等により下記あてにお申し込みください(封書、葉書は当日消印有効)。希望者が多数の場合は、先着順となります。参加者には追って連絡を(FAXにて)いたします。

モデル様式(別紙1)を添付しておりますが、様式は自由です。(1)から(4)の項目は必ず記載願います。

なお、テーマについて御意見等がございましたら併せて御記入ください。

##### (2) ラウンドテーブル参加希望団体(消費者団体、生産者団体など4団体)

平成16年6月9日(水)正午までに、(1)団体名 (2)当日参加者氏名(1名) (3)住所 (4)電話番号 (5)FAX番号 (6)ポジティブリスト制導入の取組に対する意見(800字程度まで)を明記し、下記あてにお申し込みください。応募多数の場合は、学識経験者に選考していただきます。

モデル様式(別紙2)を添付しておりますが、様式は自由です。(1)から(6)の項目は必ず記載願います。

(申込先)

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課調整係

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

FAX 番号:03-3503-7965

担当:田代・高橋(電話03-5253-1111 内線2452)

<報道関係の皆様へ>

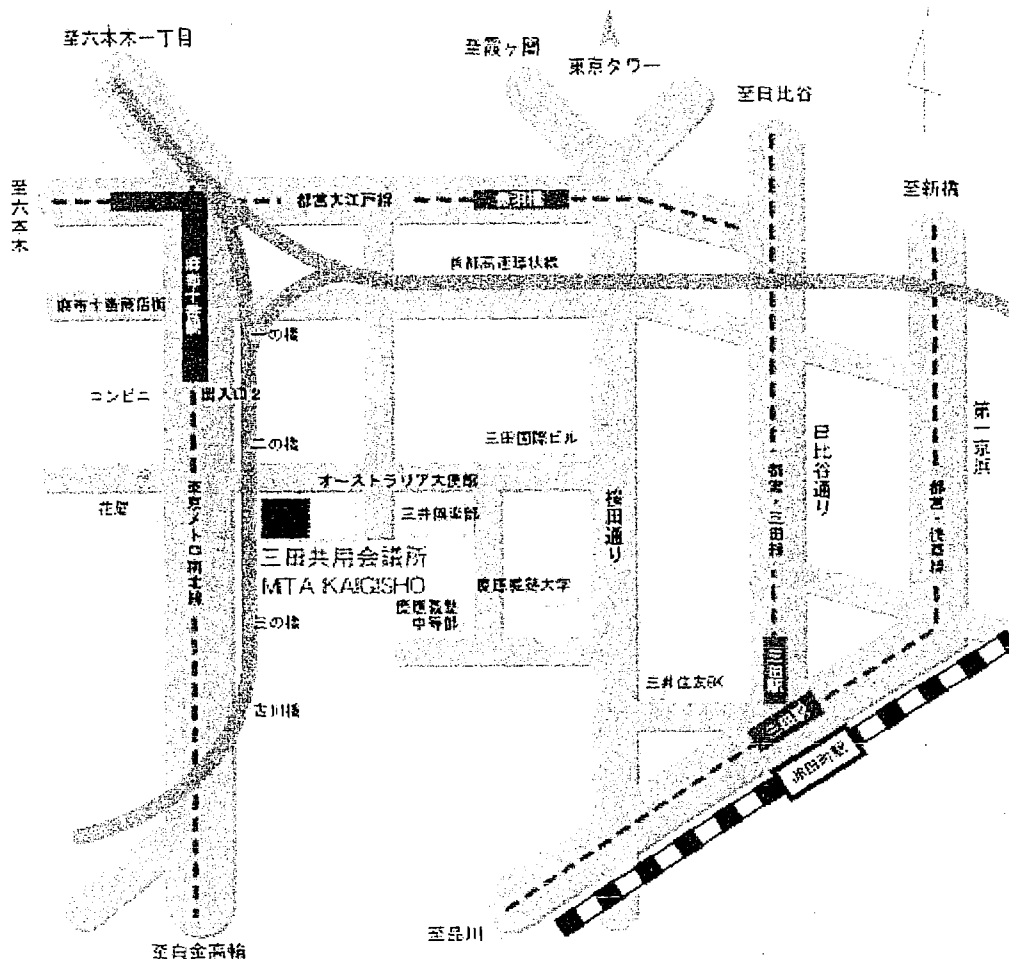
公開いたします(カメラ撮り可)。

なお、傍聴を希望される報道関係者につきましては、会場設営の都合上、申込期限(平成16年6月16日(水)正午)までに(1)会社名 (2)氏名 (3)電話番号 (4)FAX番号 (5)希望人数を明記(様式自由)の上、食品安全部企画情報課までFAXにて御連絡ください。





<案内図>



[交通機関]

東京メトロ	南北線	麻布十番駅下車	2番出口より徒歩5分
都営地下鉄	大江戸線	麻布十番駅下車	2番出口より徒歩9分
都営地下鉄	三田線	三田駅下車	タクシー7分
都営バス		二の橋バス停下車	徒歩 2分
	(系統 [都06] 新橋駅-渋谷駅、[橋86] 新橋駅-目黒駅)		
JR	田町駅下車		徒歩 20分

[お問い合わせ]

東京都港区三田 2-1-8 TEL : 03-3455-7591 FAX : 03-3455-7595